

井林

いばやし

たつ のり

-通信 第五十六号-

自由民主
LIBERAL & DEMOCRATIC

発行所:自由民主党本部
東京都千代田区永田町1-11-23
電話:東京03 (3581) 6211 (代)

自由民主党
静岡県第二選挙区支部

〒426-0037
藤枝市青木3-13-8
TEL 054-639-5801
FAX 054-639-5802

Mail office@t-ibayashi.com

井林たつ のり国会事務所

〒100-8981

東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館919号室

TEL 03-3508-7127

FAX 03-3508-3427

キャッシュレス社会の安心基盤

前払式 プリペイド カード対策



井林たつ のり



衆議院議員 井林たつ のり

生年月日 昭和51年7月18日

住 所 藤枝市本町

本 籍 榛原郡川根本町(お茶農家)

【経歴】京都大学工学部卒業、同大学院環境工学修士

平成14年より国土交通省勤務、平成22年6月退官

平成24年12月初当選(四期目)

平成28年8月環境・内閣府大臣政務官

静岡県サッカー協会中西部支部 会長

京都大学工学部非常勤講師

【家族】妻・長女・次女

【趣味】野球、水泳【好物】焼魚、白米、お茶

ポスター掲示を
お願いします。



自民党での
活動報告

党の財務省・金融庁政策の責任者

～政務調査会 財務金融部会長 就任～

省庁に政治決断を行う大臣等の政務三役がいるように、自民党にも省庁に対応する議論の場があります。政務調査会の「部会」と呼ばれる組織です。

衆議院選挙後の人事に於いて、財務金融部会長を拝命いたしました。途上国への国際協調支援、キャッシュレス社会の到来、大手金融機関ATMの相次ぐトラブル等、政治が向き合う課題が山積しています。政高党低と

かではなく、政府と党が両輪として議論する。

そして、国と国民の為の政策実現！力を尽くしてまいります。



会議で方針を示す！



鈴木財務・金融担当大臣に政策を申し入れ

「井林たつ のり」のスマイルメッセージ

第1・第3・第5<水曜日>FM島田 (76.5MHz)

放送；8:10～再放送；18:35～

ネットでも聞けます (<http://www.jcbasimul.com/>)

自民党 入党のお願い

当選を重ね、政局にも関わるようになりました。信念に従い、国と地元の為に働く決意は変わりません。しかし、政治は厚く高い壁にぶつかります。その時に「多くの黨員にお支え頂いている」実績が壁を乗り越える力になります。

皆様のご支援を「実のあるもの」にするために、一人でも多くの方々に入党をお願いしています。党費は年間4,000円、家族党员2,000円です。ご入党いただいた方は、総裁選への投票権があります。下記FAX頂くか、電話 (054-639-5801) 又はメール (office@t-ibayashi.com) でお伝えください。

FAX 054-639-5802

お名前 _____

※入党は個人名のみとなります。

住所 〒 _____

TEL/FAX _____ 生年月日 _____



高市政調会長と経済対策！

前払式プリペイドカード対策

～キャッシュレス社会の安心基盤～

キャッシュレス社会の必須アイテム 前払式プリペイドカードとその課題

「チャリ〜ン」「♪♪（特定のカードを連想させないため）」コンビニ等のお店で、事前に払い込んだカードで決済出来ます。また、鉄道・バスの改札を通れる、交通系ICカード便利です。今では、コンビニ等でインターネットショッピング用カードや音楽ダウンロード用カード、ネットゲームでの支払い用カード等（電子ギフト券）も売られています。事前に対象となるカードにお金を振り込んでおいて（または定額のカードを購入して）利用するときは、そのカードで支払う。「前払式プリペイドカード」と呼びます（源流はテレホンカードや図書カードです）。

キャッシュレス社会の必須アイテム「前払式プリペイドカード」に、大きな課題があります。それは法律上①本人確認義務（マイナンバーカードや免許証）及び②上限金額の二点にルールが無いことです。国家公安委員会により犯罪収益移転防止法（以後、犯収法）で2015年以降、利用実績等を注視していく必要がある分野とされています。つまり、マネーロンダリング等の危険性が高いとされています。

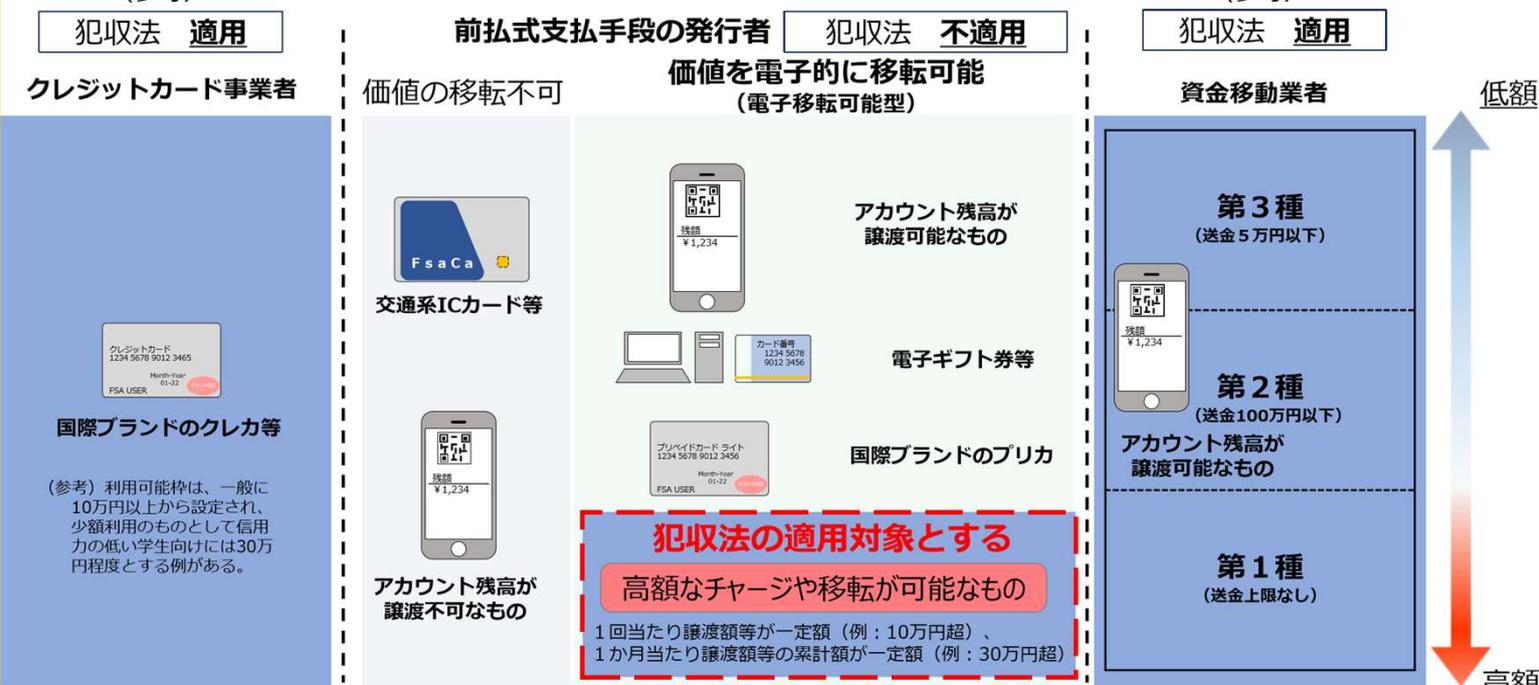
利便性が高く、多くの方が利用しているため、関係者が多く、この規制に反対する声も大きく、なかなか手が付けられない分野でした。しかし、益々深化するキャッシュレス社会。私は以前から、生活に密着した課題として、安全確保の規制を実現したいと考えていました。自民党の財務金融部会長を拝命し（詳細裏面）、なんとか、安全・安心を高める法規制を実現したいと取り組んで参りました。

規制は合理的に最低限にとどめる

犯罪対策とはいえ、規制を幅広く行うことはデジタル社会の自由で創造的な競争を阻害します。そこで、本人確認を求めない上限を定める分野を限定的に考えました。例えば交通系ICカードは、カードそのものを交換しないとお金（価値）の移転が実現しません。しかし、電子ギフト券や国際ブランドのプリペイドカード（クレジットカード会社が発行するもの）は、各カードに記載されている番号さえわかればお金（価値）が電子的に移転します。

マネーロンダリングは、匿名性が高く、簡易な手続きで、一度に多くの資金が移動させやすい技術で行われる傾向が極めて高いです。そこで、今回の法律規制は「価値を電子的に移転可能」な前払式プリペイドカードに限定しました。

(参考)



同じビジネス・同じリスクには同じルール(same business, same risk, same rules)

一定の金額以上は本人確認を求める分野を決めた次は「一定の金額を決める」課題がありました。そこで、デジタルや金融の分野では「同じビジネス・同じリスクには同じルール (same business, same risk, same rules)」という考え方があります。銀行等のATMで「本人確認なしで振り込み出来る上限が10万円」クレジットカードで「低信用力の学生向け月額利用可能枠は30万」になっています。このルールを適用し、1回10万円・月30万円を超える金額については本人確認を求める法律を令和四年の通常国会に提出したいと考えています。法律成立に向けて最後まで力を尽くしてまいります！